



日向市ひまわり基金事業 市民活動助成事業



市民活動団体が市内で行う、まちづくり・人づくり・ものづくり・学習会等に対して経費の一部を助成します。



助成額 最大 15 万円



助成率 対象 経費の 3/4 以内

※詳細は裏面をご覧ください。




問い合わせ
日向市ひまわり基金事業推進協議会事務局
(日向市地域コミュニティ課)
TEL:66-1005 FAX:54-8747


日向市ひまわり基金事業 助成事業 市民活動助成事業

日向市ひまわり基金事業推進協議会は、公益的な市民活動に取り組む団体の活動を促進するため、市民活動団体が市内で行うまちづくり、人づくり若しくはものづくりのための事業又はそれらに関する学習会、研修会等に対して、経費の一部を助成する**市民活動助成事業**を行っています。

市民活動助成事業	
事業実施団体	公益的な市民活動団体
助成率等	当該事業を実施するために必要な助成対象経費の4分の3以内とし、その細目は、交付基準によるものとする。
助成金の限度額等	1. 1事業あたり15万円を限度とする。 2. 助成金の交付は、当該年度において市民活動団体1団体につき、1回限りとする。ただし、同一事業に対する助成は5回を限度とする。
対象要件	1. 要綱第12条の各号に規定する事業の内容に適合していること。 2. 日向市から同様の助成、補助を受けていないこと。 3. 日向市内で実施される事業であること。 4. 事業については、営利、政治、宗教等を目的としないこと、また助成金の交付を受けようとする者は、これらの活動を目的とする団体ではないこと。 5. 助成金の交付を受けようとする団体が、日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、又は同条第3号に規定する暴力団関係者がいないこと。 6. 事業の実施が当該年度内に終了するものであること。
対象事業	助成の対象とする事業は、上記に規定する要件に加え、次の要件を満たしているものとする。 1. 地域社会に直接還元される事業又は広く一般市民に公開される事業であること。 2. 団体は又はグループの運営費的な事業でないこと。 3. 5人以上の会員で組織された団体によって実施される事業であること。
対象事業の内容	1. 花いっぱい運動等、美しいまちづくりを推進するための環境美化事業 2. 住民間の交流、ふれあいづくりなどを目的にした地域づくり事業 3. 地域住民の健康づくりや青少年の健全育成を目的とした事業 4. 住民の芸術、文化活動を通じてのまちづくり事業 5. 各種の学習会、研修会、講座、講演会、シンポジウム等の開催事業 6. 自然環境の保護や環境保全等を目的とした活動推進のための事業 7. その他、市民活動団体自らがまちづくりを行っていくための事業

 **申請は、事業実施1ヶ月前までOK!**

助成金の申請時期はいつでもOK!ただし、事業実施1ヶ月前までには交付申請書を提出してください。

 **スピーディーな審査・交付決定**

査定要領に基づき、**①交付基準要件 ②事業の計画性と事業内容 ③活動団体の資質**の各項目について審査し、助成額を決定します。

日向市ひまわり基金事業推進協議会事務局（日向市役所 地域コミュニティ課 市民協働係）
TEL:66-1005 FAX:54-8747